

■ 京都府海域の定置網漁業の包括的資源回復計画

京都府の海岸線は約 320km あり、府全体の漁獲量の約 6 割は定置漁業によるものです。沿岸に敷設されている規模は、大型定置網 34 ヶ統、小型定置網 100 ヶ統です。

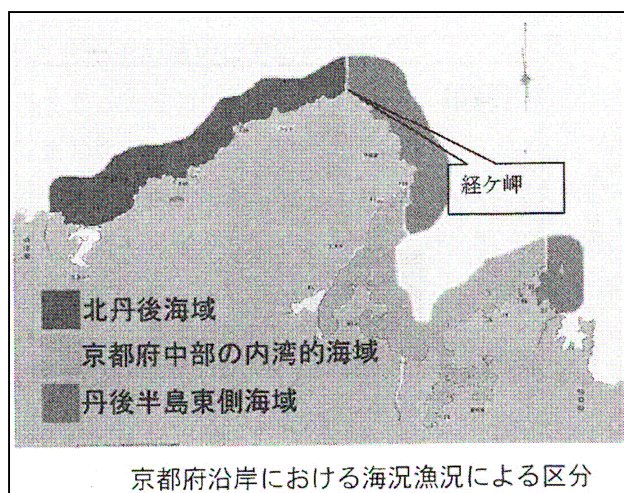
ここ数年、日本海では大型クラゲの発生により打撃を受けましたが、平成 20 年はクラゲの発生もなく経営は落ち着きました。定置漁業は、京都の重要な産業でもあるところから、定置漁業での資源管理の必要性が早くから叫ばれ、平成元年に府が「資源管理指針」を策定したのが出発点になりました。この指針を受けて、漁業者協議会を立ち上げ、平成 3 年にマダイを対象にした「京都府広域回遊資源管理計画」が漁業者合意の下に策定されました。この計画の基本目標は、小型魚の再放流とマダイ稚魚が多く入る 6~8 月の箱網の網目拡大にありました。早速、定置漁業者は「やさしく、すばやく、再放流」を合言葉にマダイの幼稚魚を網の外に逃がすなどを実践し、その結果を日記に記録することにしました。

最初の頃は、この作業を若い従業員にさせたため、年輩の上司からの協力は大きくなかったとのこと。それでも継続しているうちに、誰からともなくマダイの稚魚を網外に再放流するようになり、定着していきました。しかし、折角放流したマダイの幼稚魚が海面を泳いでいるため、カモメの被害に逢うことがあり、「これではイカン」と籠に入れて沈めて放流するなどの工夫も取られるようになりました。次に実践したのは、網目の拡大です。平成 5 年に網目拡大を取り入れることを決めましたが、「水揚げが減るのではないか？」という不安でした。漁業者から中々同意されず、実践に移せなかったのですが、某漁協経営の定置網の組合長の「損は覚悟、やろう！」という英断で始めることに決めました。しかし、漁場により、また漁期によって獲る魚の種類もサイズも異なるため、実践には至りませんでした。

一方、日本海にしばしば発生する急潮対策として、網目拡大の普及を図ることを協議会で話し合い、稚魚保護と兼ねて実行しよう、ということになりました。そんな中、平成 15 年に過去に経験のなかった急潮により破網、網流失の被害が続出し、網目問題は急潮対策問題として捉え、平成 16 年 5 月から海洋観測が始まりました。この観測データがその後の「京都府海域定置網包括的資源回復計画」策定に繋がっていったのです。前述のように海域により漁況や海況は異なるので、海域の特性を考慮し、次のような目標を立てることにしました。

○北丹後海域・・・幼稚魚を中心に小型魚の混獲を約 30%削減する。

○北丹後以外の海域・・・小型魚を再放流し、小型魚の混獲を可能な限り削減する。



この目標は、大型定置と一部の小型定置を対象とし、実施期間は平成 20 年度から平成 23 年度までとなり、時期もウスメバルの小型魚が多い 5~6 月とマダイ稚魚が多い 6~7 月を中心に実施することにしました。また、海域ごとに漁獲努力量の削減措置も導入しました。更に資源管理は、漁業経営の安定を目指すことに他ならないことから、資源の積極的培養措置としてマダイなどの種苗放流やゴミの持ち帰り、鮮度保持対策、経営合理化なども強化することにしました。

このような網目拡大の実践は急潮被害の防止からスタートしましたが、ここに至るまでには、京都府当局や府立海洋センターからのサポートに加え、「資源は自分達が護る」という定置漁業者の一致した思いがあったからだ、と記しています・

（「京都府海域における定置網漁業の包括的資源回復計画（京都府漁業協同組合連合会総務部 濱中 貴志）」（「ていち」平成 21 年 2 月第 115 号から作成）